

# 割引取引事前説明書 (極度限度額方式)見本

約定日 平成〇〇年〇月〇日  
約定番号

極度限度額 金壹千萬 円也

登録番号	神奈川県知事(12)第00052号
協会員番号	日本貸金業協会 第002893号
住所	神奈川県海老名市中央1-19-25
商号	栄光商事株式会社
代表者	代表取締役 岡本 強

割引依頼者	住所	〇〇県××市…町〇丁×番△号
	会社名 又は屋号	〇〇製作所株式会社
	代表者	代表取締役 □□ △△

この説明書は別紙『割引取引約定書』契約番号No. に関する貸金業法第16条の2第2項に規定する極度方式基本契約の内容を事前に説明する書面です。  
以下、割引依頼者は依頼者、極度限度額は限度額、債権者を当社、手形・小切手・電子記録債権を手形等といいます。

## 第1条 (割引の利率、遅延損害金の利率)

- 割引の利率 実質年率 20.00% 以下 [年365日(閏年は366日)の日割計算]  
但し、各割引の約定利率はその都度貴社との合意によって決定し、貴社から各割引の都度交付を受ける約定内容を明らかにする書面(割引計算書(以下、計算書))の交付を受けるものとします。
- 遅延損害金の利率 年率 20.00% [年365日(閏年は366日)の日割計算]  
本約定書第6条に掲げる買戻しが必要となり支払期日を過ぎた場合は支払期日の翌日以降完済に至る前日まで、支払うべき金額に対し、上記の損害金利率による損害金を支払います。

## 第2条 (割引の資金化方式)

割引の資金化方式は手形等の決済の方法によるものとします。

## 第3条 (割引料及び実質利率の計算方法)

- 割引料の計算は割引当日から支払期日までの日数に支払期日からその手形等が現金化される日数(取立日数)を加えた日数の前日までを割引日数とし、額面金額に割引日数と約定利率を乗じて計算し、1円未満の端数を切り捨て計算します。但し、割引日数が15日に満たない場合は割引日数を15日として割引料を計算します。
- 割引における割引料の計算は、次の方法で割引料を計算します。  
(1円未満は切捨て、天引き)閏年については下記式の365を366と計算します。  
$$\text{割引料} = \text{額面金額} \times \frac{\text{約定利率}}{365} \times \frac{\text{割引日数}}{\text{日数}}$$
- 実質利率は次の計算式で計算し、計算書に記載するものとします。実質元本額とは額面金額より割引料と取立料を差引いたものとします。なお、閏年の場合は365日を366日とし、計算します。  
$$\text{実質利率} = \frac{(\text{割引料} + \text{取立料}) \times 365}{\text{実質元本額} \times \text{割引日数}}$$

## 第4条 (割引料、取立料、その他金銭に関する事項)

- 本約定に関し依頼者が負担すべき費用・遅延損害金以外の金銭は下記の( )内に記載のあるものとします。  
収入印紙( 円)、その他( 円)
- 取立料やその他、依頼者が割引の都度負担すべき金銭は、計算書記載のとおりとします。

## 第5条 (割引した手形等の買戻し)

- 割引した手形等の振出人・引受人・主たる債務者(以下、手形振出人等)に次の(1)~(3)号の事由が一つでも生じた場合には、貴社から通知催告等がなくとも、額面金額で買い戻し、第1条第2項に定める遅延損害金を付して、直ちに債務の全額を弁済します。  
(1)手形振出人等が1回でも不渡り、又は支払い不能となった時。  
(2)破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき、又は合併によらず解散したとき。  
(3)前項の(2)以外でも手形等の期日の満期到来にもかかわらず割引した手形等が資金化しない場合。
- 依頼者について次の(1)~(4)号の事由の一つでも生じた場合には、貴社から通知催告がなくとも、全部の手形等について、額面金額で買い戻し、第1条第2項に定める遅延損害金を付して、直ちに債務の全額を弁済します。  
(1)何の届出もせず所在が不明となったとき。  
(2)本約定以外の貴社との取引において期限の利益を喪失したとき。  
(3)貴社に差し入れた書面に虚偽の記載や申告があったとき。  
(4)依頼者と割引を受けた手形振出人等及び裏書人と虚偽や架空の取引を行い、手形等の振出もしくは引受、参加引受、裏書、保証、譲渡した場合。
- 割引した手形等について債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、前項以外のときでも、かつ手形等の期日前であっても、貴社の請求によって当然額面金額で買い戻します。

- 依頼者が、暴力団員等若しくは第15条第1項各号のいずれかに該当し、若しくは、同条第2項の①から⑤のいずれかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、依頼者との取引を継続することが不適切である場合には依頼者は貴社から請求があり次第、額面金額で買い戻します。
- 前項の規定の適用により、依頼者に損害が生じた場合にも、貴社になんらの請求をしません。また、貴社に損害が生じたときは、依頼者がその責任を負います。

## 第6条 (期日前の買戻し)

割引実行後においては第5条に該当しない限り、割引した手形等を買戻す事はできないこととします。但し、貴社の承認を得て、買戻しが可能となる場合、本約定第1条で定める利率の範囲内で、買戻対象の額面金額の3.0%に相当する手数料を支払うことにより可能となる場合があります。

## 第7条 (反社会的勢力の排除)

- 依頼者等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。  
(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。  
(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。  
(3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。  
(4)暴力団員等に対し資金等を提供、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。  
(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 依頼者等は、自ら又は第三者を利用して、①暴力的な要求行為、②法的な責任を超えた不当な要求行為、③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて貸主の信用を毀損し、又は貸主の業務を妨害する行為⑤その他これらに準ずる行為のいずれも行わないことを確約します。

## 債権者が契約する指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター (03-5739-3861)

当社との本手形等割引取引に関し、各条項のとおり取り扱われることについて、下記、当社説明担当者から事前に十分説明を受け、その内容を理解し、本説明書を正に受領しました。

平成〇〇年〇月〇日

割引依頼者 〇〇製作所株式会社  
代表取締役 □□ △△



弊社説明担当者

説明確認		記入確認	
日付		日付	
担当		担当	